

奈良市地産地消促進計画策定に関する検討資料

事務局作成

目次

1. 背景	1
2. 位置付け	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の基本方針	3
5. 計画の内容	3
6. 基本目標	8

1. 背景

平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災は、日本の主要な食料供給基地である東北地方に大きな打撃を与え、食料の安定供給の重要性を再認識させました。

さらに、食料の安定供給につながる食料自給率の向上や食の安心安全の確保に関しては、EPA/FTA や TPP 協定交渉等、日本の農林畜産物を取り巻く環境がさらに厳しくなっています。

このような状況において地産地消は、「地元農林産物の消費拡大」を図るだけでなく、「生産者と消費者の交流」、「農や食についての理解の促進」、「安全で健全な食生活の維持・向上」、「伝統的食文化の理解・継承」、「農林業と関連産業の活性化」、「環境への負荷の低減」など様々な効果が期待されています。

本市においても、奈良の歴史ある農業や豊かな食と食文化を次世代に継承するとともに、奈良の農林畜産物の生産や消費の拡大を目指して、平成 25（2013）年 3 月に「奈良市地産地消基本計画」を策定しました。

本年度は、「奈良市地産地消基本計画」を具体的に促進していくために、地産地消活動に関係する生産者、流通関係者、消費者や行政機関等が一体となって、「奈良市地産地消促進計画」を策定しました。

EPA：特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定

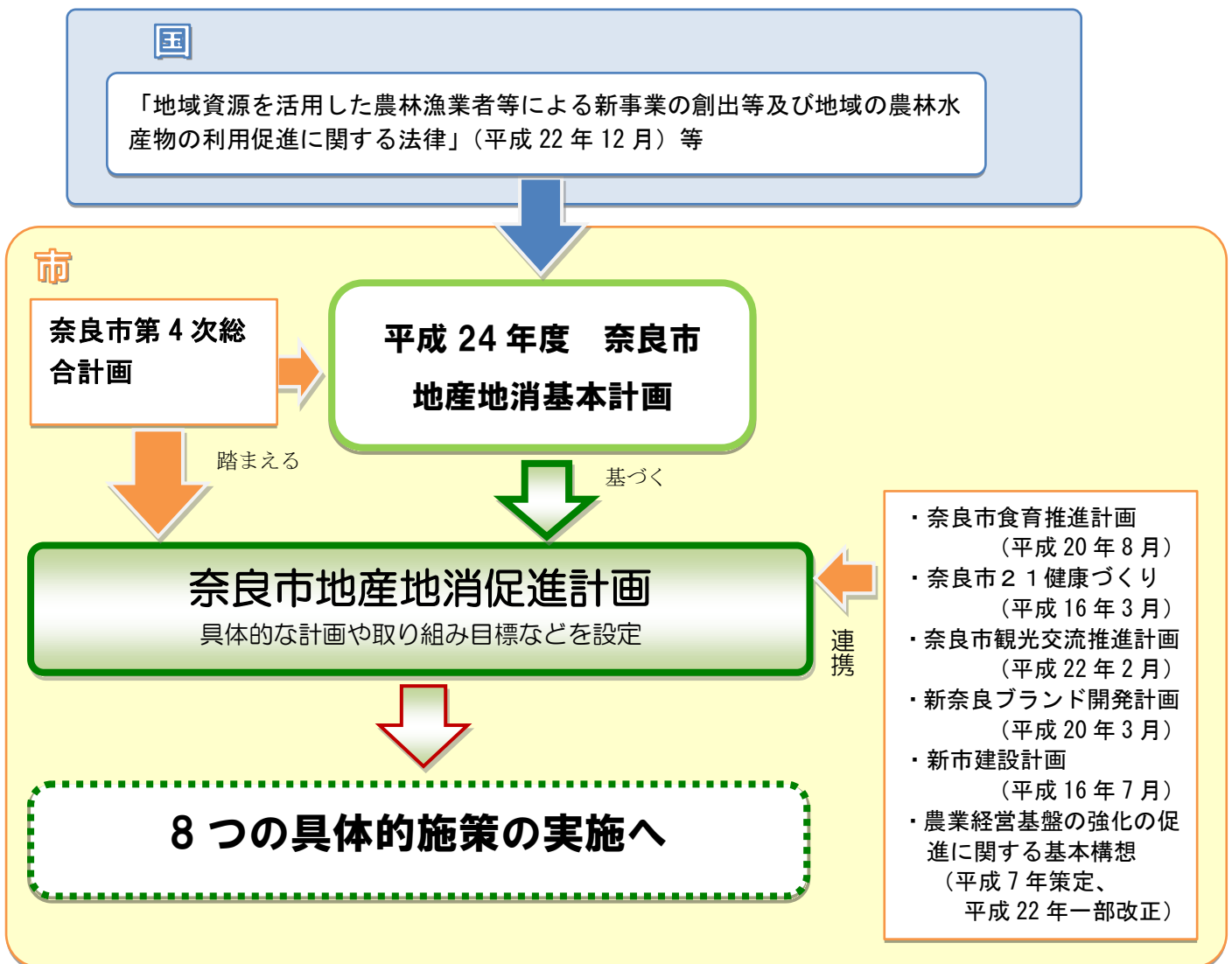
FTA：貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定

TPP：TPP 協定は、多くの国々の間で結ばれている、「ヒト、モノ、カネ」の流れをスムーズにするための経済連携協定の一つです。2010 年 3 月に P4 協定（環太平洋戦略的経済連携協定）加盟の 4 カ国（シンガポール、ニュージーランド、チリ及びブルネイ）に加えて、米国、豪州、ペルー、ベトナムの 8 カ国で交渉を開始され、現在はマレーシア、カナダ、メキシコ及び日本を加えた 12 カ国が交渉に参加しています。

2. 位置付け

この計画は、「地域資源を活用した農林水産業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」第41条に基づく「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」として平成24年度に策定した「奈良市地産地消基本計画」の具体的施策として位置付けるものです。

■ 奈良市地産地消促進計画の位置づけ



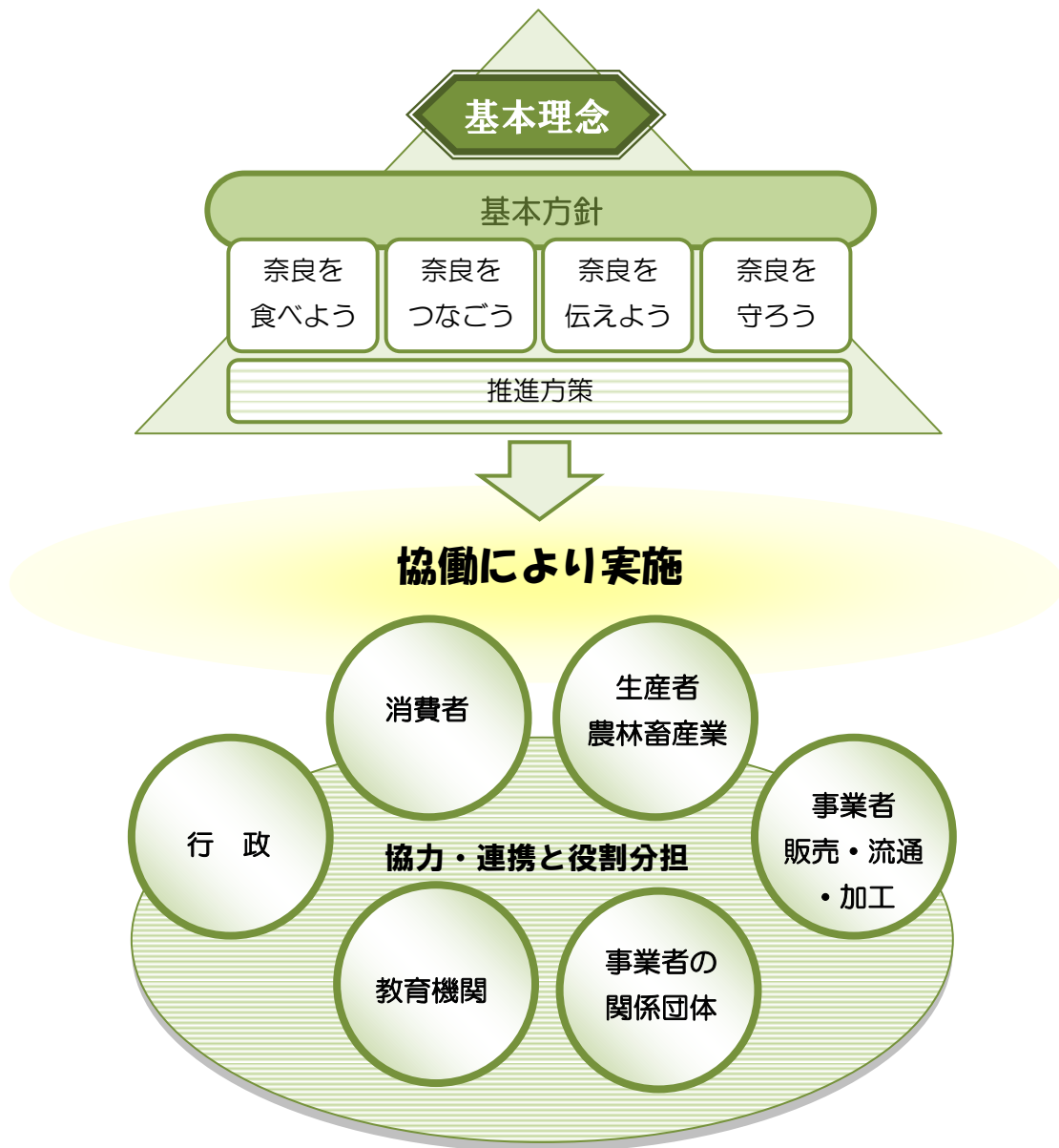
3. 計画の期間

この促進計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行うものとします。

4. 計画の基本方針

奈良市は、生産者、加工業者、流通業者、消費者などの協力を得ながら今まで行ってきた地産地消の取り組みをさらに強化・推進していきます。

■ 奈良市地産地消基本計画の構成



5. 計画の内容

1. 「奈良市地産地消基本計画」の基本方針と基本方策の対応

基本方針

奈良を食べよう
つくる、味わう、育む！
(生産・流通・消費の拡大)

奈良をつなごう
つなぐ、ふれあう、助け合う！
(人々の連携・交流)

奈良を伝えよう
知る、伝える、もてなす！
(食育、伝統、食文化の継承・発展)

奈良を守ろう
受け継ぐ、守る、未来を創る！
(生産に関する環境の保全・活用)

①②③
④⑥⑦

②④⑤

⑤⑥⑦

① ⑧

基本方針と基本
方策の対応

基本方策

- ① 安定供給のための生産基盤の確保
- ② 市内産農林畜産物を利用した加工品の拡充と促進
- ③ 新たな物流システムの構築
- ④ 主要供給ルートの発展的拡大
- ⑤ 生産者等と消費者の交流促進と相互理解
- ⑥ 飲食店・観光施設等における市内産農林畜産物の利用促進
- ⑦ 食育の推進と新たな食文化の創造
- ⑧ 環境負荷の低減と食料自給率の向上

2. 具体的施策の実施内容

「奈良市地産地消基本計画」で策定した 8 つの基本方策を基に、具体的施策を実施していきます。

(1) 新規農業者の育成・確保（目標：新規就農者を毎年 1 名確保）

農林畜産物の安定的な確保のためには、生産の人的基盤である農業者の確保が大切です。青年農業者給付金事業などを活用して、新規就農者を毎年 1 名確保することを目指します。

農業に興味があるシルバー世代に働く場を提供するために、シルバー農業制度(仮称)を導入し、遊休農地の解消とともに、農の生産を担う役割も期待していきます。

また、女性農業者の就農支援を促進するため、奈良市内の女性農業者の取り組みをホームページ等を利用して宣伝していきます。

(2) 奈良市産をアピールできる新たな加工品の開発（目標：都祁及び月ヶ瀬の加工施設で毎年 1 商品開発。また、姉妹都市・友好都市と連携した新商品は平成 30 年度迄に 1 商品を開発。）

奈良市には東部地域を中心に、米、茶、苺など国内市場だけでなく海外市場でも評価される「食材」が数多くあります。これらの「食材」をもとにした加工品を拡充するために、都祁及び月ヶ瀬に設置された加工施設を活用した新商品の開発を支援します。

※加工施設：奈良市都祁農林水産物処理加工施設、奈良市立月ヶ瀬農畜産物処理加工施設。

また、海外市場を視野に置いて、友好都市・姉妹都市等と連携した新商品開発を支援します。

(3) 地産地消の市内専用物流システムの構築支援（目標：平成 30 年度迄に運送事業者の参入 1 社以上）

生産者・直売所から飲食店・ホテル・旅館等や消費者に市内産農林畜産物を安価で速やかに運ぶ物流システムが求められており、地産地消専用の運送事業の起業を促進します。

生産者から消費者個人やグループに配送することで、利便性が向上し消費拡大が期待できます。また、飲食店・ホテル・旅館等との取引も輸送費の低減、配送時間短縮など、双方にとってメリットがあります。また、地産地消専用車両が市内を循環することで、広報・啓発活動に貢献できます。

(4) 直売所の増設支援と広報活動の充実（目標：直売所 3 箇所新設）

奈良市の東部地域は、米、茶、野菜など、日常生活に欠かせない「食材」の宝庫です。農村地域と都市部の交流を促進するために、これらの「食材」を購入できる場所として東部地域の遊休施設の活用などにより、新たに直売所を 3 箇所設置します。

また、既存直売所の販売促進活動を行うため、直売所を運営する事業者等を対象にした経営・販売等の研修会を開催していきます。

(5) 生産者等と消費者の交流機会の増加（目標：平成 30 年度迄に 7 団体・7 箇所）

農村住民と都市住民との交流を促進するため、市内のミニ直売所の設置箇所数を増やします。三条通りの観光センター前に設置した可動オーニングの下で週末に農産物の販売を行う「旬菜メルカート」を毎週末及び祝日に実施していきます。

奈良市産農産物等の食のイベント（JR 奈良駅前、市役所前の「彩マーケット」）、農家見学ツアー、奈良市阪原町に開設した市民農園である「ふれあい交流ファーム」を実施していきます。

奈良市の東部地域振興のため、農家民泊の取り組みを支援します。

(6) 飲食店・観光施設等における市内産農林畜産物の利用促進と人材育成

（目標：平成 26 年度から実施）

観光客への「おもてなし」の向上と奈良市産品のPRのため、市内の旅館・ホテル組合と連携して、高級大和茶のウエルカムドリンクサービスを実施します。大和茶のサンプル品やリーフレットを提供するだけでなく、美味しい大和茶を広く紹介すると共に、大和茶の由来や美味しい入れ方などを広く紹介することで、市産農林畜産物の利用促進を図ります。

(7) 食育の推進（目標：平成 26 年度から適宜実施）

市内の小中学校給食で使用する米を、JA、生産農家、学校給食関係者と協力しながら市内産米に順次変更していきます。市内産農林畜産物などの導入を目指して、学校給食関係者と生産者との協議を推進します。

また、学校給食における地産地消を円滑に実施するため、奈良市東部地域でのモデル校の実施を経て、JA、生産農家、学校給食関係者、保護者等との理解・協力・連携のもとで、市内の西部地域においても順次実施していきます。

さらに、奈良市の特産品である「苺」と「大和茶」の消費を促進するために、各種事業を実施します。

(8) 環境負荷の低減と食料自給率の向上（目標：ホームページでの情報提供）

市内産農林畜産物を使用することでフードマイレージは低減しますが、さらに環境負荷の低減を目指した農生産法や配送方法の工夫(共同配送やGPS利用)などを紹介し、低減への取組を支援します。

また、地産地消に協力いただいている小売業者・飲食店業者の情報を発信し、地域内での食料循環自給率の向上を目指し、奈良市民の理解と協力を得るように努めます。

なお、環境に配慮した農作物を市民に食べていただくために、市内のエコファーマーと連携して、「旬菜メルカート」での販売を行います。

また、環境への配慮の一環と更なる安心安全の食生活にむけて、有機農業や農薬の低減への生産者の取り組みについても、関係機関や先進農家等と協力・連携しながら、情報提供などにより支援していきます。

6. 基本目標

ペンディング

地産地消基本計画	奈良市地産地消促進計画		
基本方策	具体的施策	内容	基本目標 (平成30年)
1) 安定供給のための生産基盤の確保	1) 新規農業者の育成・確保	新青年農業者給付金事業を活用した新規就農者の確保	1名/年 5名
2) 市内産農林畜産物を利用した加工品の拡充と促進	2) 奈良市産をアピールできる新たな加工品の開発	都祁及び月ヶ瀬の加工施設（2施設）での新商品の開発支援	各施設で毎年1つ 10商品
		姉妹都市・友好都市と連携した新商品の開発支援	平成30年度迄に1商品
3) 新たな物流システムの構築	3) 地産地消の市内専用物流システムの構築支援	地産地消専用の運送事業の起業支援	平成30年度迄に運送事業者の参入 1社以上
4) 主要供給ルートの発展的拡大	4) 直売所の増設と広報活動の充実	東部地域を中心に新たな直売所の設置	3箇所
		既存直売所の宣伝	ホームページでの情報提供
5) 生産者等と消費者の交流促進の相互理解	5-1) 都市・農村交流の増加	市内のミニ直売所の設置箇所数を増やします。	平成30年度迄に7団体・7箇所
	5-2) 生産者等と消費者の交流機会の増加	旬菜メルカートを原則毎週末実施します。また、市役所前での彩マーケットを年1回開催します。	原則毎週末実施・年1回開催
6) 飲食店・観光施設等における市内産農林畜産物の利用促進	6) 飲食店・観光施設等における市内産農林畜産物の利用促進と人材育成	市内の旅館・ホテル組合と連携して、高級大和茶のウエルカムドリンクを提供	平成26年度から実施
		旅館・ホテル組合と連携して、美味しい大和茶をPRしていきます。	平成26年度から実施
7) 食育の推進と新たな食文化の創造	7-1) 学校給食における食育の推進	学校給食で使用する米を全て市内産米に変更、さらに野菜などの食材も可能な限り地元産を優先的に導入します。	平成26年度から適宜実施
	7-2) 消費者向けの食育の推進	保健総務課と調整	

8) 環境負荷の低減と食料自給率の向上	8) 環境負荷の低減と食料自給率の向上	環境負荷の低減方法やエコフーマーなどの情報提供	ホームページでの情報提供
		地産地消に協力いただいている小売業者・飲食店業者の情報を発信します。また、奈良市生産者団体が小売業者・飲食業者への地産品を販売促進する取り組みを応援します。	ホームページでの情報提供

奈良市地産地消促進計画

平成26年 月

奈良市 観光経済部 農林課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

TEL.0742-34-5142